



## 税務情報

### 国税庁からの公表情報

#### 1. 2022 年度税制改正等に伴う法令解釈通達の改正

国税庁は 6 月 29 日、2022 年度税制改正等に対応した以下の改正通達を公表しました。

##### ■ [法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）](#)

2022 年度税制改正における改正項目について、たとえば以下の通達が新設されました。

##### 【グループ通算制度における投資簿価修正制度の見直し】

##### • 2-3-21 の 4 資産調整勘定対応金額等の計算が困難な場合の取扱い

2022 年度税制改正により、通算法人が通算グループから離脱する場合には、その通算法人の離脱時の株式の帳簿価額とされる簿価純資産価額に、資産調整勘定対応金額等の合計額を加算することができる措置が講じられました。この措置は、その通算法人の対象株式の取得ごとに資産調整勘定対応金額等を計算し、その内国法人又は他の株式等保有法人のうち、いずれかの法人がその計算の基礎となる事項を記載した書類を保存していることが必要とされています。

本通達では、その対象株式の保有割合が低い又はその取得の時期が古いなどの理由により、その取得の時における資産調整勘定対応金額等の計算が困難であると認められる場合において、その取得の時において計算される資産調整勘定対応金額等を零とし、その後追加取得した対象株式について各追加取得の時における資産調整勘定対応金額等を計算し、その計算の基礎となる事項を記載した書類を保存しているときは、課税上弊害がない限り、上記の措置の適用を受けることができる旨が明らかにされています。

##### 【子会社株式簿価減額特例における利益剰余金の額の調整措置】

##### • 2-3-22 の 6 対象期間内に利益剰余金の額が増加した場合のその増加額を証する書類

2022 年度税制改正により、子法人の対象配当等の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度（以下、直前事業年度）終了の日の翌日からその対象配当等の額を受ける直前の時までの期間（以下、対象期間）内に、その子法人の利益剰

余金の額が増加した場合において、対象期間内にその子法人の株主等がその子法人から受ける配当等の額に係る基準時のいずれかが直前事業年度終了の日の翌日以後であるときは、直前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額に期中増加利益剰余金額を加算することができることとされました。この措置は、内国法人が対象配当等の額を受ける直前の子法人の利益剰余金の額からその子法人の直前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額等に関する書類を保存していることが必要とされています。

本通達では、上記の書類とは、直前事業年度の貸借対照表の写しのほか、たとえば、その子法人の対象期間における利益の額を計算した書類の写しがこれに該当することが明らかにされています。

### 【少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し】

#### • 7-1-11 の 3 主要な事業として行われる貸付けの例示

2022 年度税制改正により、対象資産から、取得価額が 10 万円未満の減価償却資産のうち貸付け（主要な事業として行われるものを除きます。）の用に供したものが除かれることになりました。

本通達では、上記の主要な事業として行われる貸付けに該当する行為が、例示的に明らかにされています。

\*\*\*

上記の法人税基本通達等の一部改正のほか、2020 年度税制改正で連結納税制度が廃止されグループ通算制度（2022 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用）へ移行することとされたことに伴い、以下の通達が廃止されています。

- 連結納税基本通達の制定について（法令解釈通達）
- 租税特別措置法関係通達（連結納税編）の制定について（法令解釈通達）
- グループ通算制度に関する取扱通達の制定について（法令解釈通達）

なお、上記の廃止に伴い、グループ通算制度に関する通達は法人税基本通達等へ移管されており、その移管先は「[グループ通算制度に関する取扱通達（グループ通算通達）の基本通達等への移管に係る対応一覧表](#)」（PDF 203KB）で確認することができます。

## 2. グループ通算制度への移行等に伴う法令解釈通達及び事務運営指針の改正

国税庁は 6 月 29 日、2020 年度税制改正で連結納税制度が廃止されグループ通算制度（2022 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用）へ移行することとされたこと等に伴い、以下の改正通達及び改正事務運営指針を公表しました。

- [「国税通則法第 7 章の 2（国税の調査）等関係通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）](#)
- [「法人の青色申告の承認の取消しについて」の一部改正について（事務運営指針）](#)

**KPMG 税理士法人**

[info-tax@jp.kpmg.com](mailto:info-tax@jp.kpmg.com)

[home.kpmg/jp/tax](http://home.kpmg/jp/tax)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.